

# 10月定例教育委員会報告

## 1 開催日時

平成25年10月23日(水) 13:30～15:05

## 2 出席者

委員	委員長	松尾	洋子
	委員	永田	政信
	委員	野口	哲彦
	委員	江口	真由美
	教育長	黒田	哲夫

事務局	教育次長	山下	健一郎
	教育総務課長	市瀬	昭広
	教育総務課参事	畑田	憲一
	学校教育課長	丹野	平三
	学校教育課参事	大場	祥一
	文化振興課長	本田	嘉彦
	社会教育課長	上野	修
	教育総務課係長	喜々津	ちあき

## 3 議事結果

### 《議案》

第29号議案 平成25年度大村市教育功労被表彰者の選考について

### 《協議・報告事項》

1 小学校におけるフッ化物洗口事業について

#### 4 会議録要旨

委員長	ただ今から定例教育委員会を開会する。13:30 9月議事録について、何もなければ承認としたい。 次に委員長報告を行う。委員長職が主任児童委員・民生委員の推薦委員となっており、委員会に2回出席した。 教育長の報告事項をお願いする。
教育長	報告事項は特にない。
委員長	それでは、第29号議案の説明をお願いする。
教育総務課長	第29号議案 大村市教育関係表彰規則第7条により、平成25年度大村市教育功労被表彰者選考会を開催したので、その結果を具申し、教育委員会の審議を求めるものである。 10月2日に表彰者選考会を実施した結果を、3～4ページ表彰者一覧表、1団体29個人を記載している。 内申者である各課長から補足説明をする。
社会教育課長	一表彰規則第2条(1)号 学校、社会、保健教育の振興(15年以上)の内申者について、功績内容を説明(健全協役員、公民館長、婦人会役員)、一般表彰として、ボーイスカウト、ガールスカウト指導者の内申について、功績内容を説明一
社会教育課長	一表彰規則第2条(1)号 特に奇特定の行為(篤志寄附100万円以上)の内申者について、功績内容を説明(大村東ロータリークラブ)一
学校教育課長	一表彰規則第2条(1)号 学校、社会、保健教育の振興(15年以上)の内申者について、功績内容を説明(学校医)
学校教育課長	一表彰規則第2条(3)号 教職員永年勤続表彰(通算30年以上)の内に申者について説明一
委員長	被表彰者は昨年より多いのか。
教育総務課長	昨年度と同数である。昨年度は2団体28個人、今年度は1団体29個人である。
永田委員	教職員永年勤続で、教育委員会勤務の期間も勤続年数に入れていただいていたと思う。
教育次長	昨年、教育委員会勤務の期間も勤務年数に含まれるよう変更した。
委員長	第29号議案は承認した。続いて第30号議案について説明をお願いする。
学校教育課長	第30号議案 大村市小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の制定について、要綱の原案について教育委員会の審議を求めるものである。7月に県立学校の要綱が制定され、各市町においても、ハラスメント防止に関する要綱を作成してほしいと要請があった。かねてから学校現場においても、相談窓口を設け対応しているが、きちんとした形で要綱を作成することでさらなる防止、あるいは対応に資したい。
委員長	ハラスメントを受けたと思ったら、各個人から学校教育課長へ連絡するのか。

学校教育課長	学校が窓口となる。今回この要綱を作成するにあたって、学校のほかに教育委員会内、学校教育課にも相談員を設けると入れている。
委員長	管理職が該当する場合には学校には言えない。その場合教育委員会に相談するのか。
学校教育課長	そういう場合もある。ハラスメントは男女関係なくあるので、相談員に関しては、女性教諭を窓口にしたりと、性別を超えて対応したい。
学校教育課参事	管理職も、校長だけという形にせず、監督者という呼び名にしている。
永田委員	第7条相談員の責務について、相談員が苦情を受けた場合、すべて学校教育課長に報告するのか。学校では校長が報告を受けるのではないのか。
学校教育課長	校長を経由してくるが、事案によっては直接学校教育課長に報告がくるものもあると考えている。
教育次長	ハラスメントの場合は監督者の責任が必ず問われるので、学校教育課長が判断をして、校長へ報告を求める形にした方がうまくいくと思う。
委員長	新しく学校教育課の中に相談員を入れるのではなく、現在いる中から相談員を決めるということか。
学校教育課長	そうである。
委員長	すぐに学校教育課長に報告がいくようになった場合、繁忙とまらないか。
教育次長	学校教育課長へ報告が来る時は、本人にとっては深刻な問題になっていると思う。学校教育課長が受け、指示を出すこともあり得る。
野口委員	パワーハラスメントの反対の場合、部下が上司に対してという場合はこの対象になるのか。
教育次長	権限をもっていやがらせをするのがハラスメントなので、その場合は部下が職務怠慢をしているということで、上司から職務上の指導をしなければならない。
永田委員	学校教育課長が指名する相談員というのは、参事ということか。
学校教育課長	具体的に言えばそうである。
委員長	第30号議案は了承した。議案審議については、以上で終了する。 13:55

◎協議報告事項として

- 1 学校教育課長から小学校におけるフッ化物洗口事業について報告があった。

○次回以降の定例及び臨時教育委員会開催の確認

11月定例教育委員会 11月21日(木) 13時30分～

委員長	以上、報告事項等、全て終了した。本日の定例教育委員会はこれで閉会する。 15:05
-----	---